

上郡町インスタグラム運用ガイドライン

平成 30 年 9 月 4 日策定

上郡町総務課

令和 6 年 8 月 30 日改定

上郡町企画広報課

1 インスタグラムとは

インスタグラムとは、写真を撮影・加工し、共有するソーシャルネットワーキングサービス。スマートフォンアプリを通じて投稿・閲覧することができるほか、閲覧のみであればパソコンなどからもできる。

2 ガイドラインの目的

若い世代に浸透している SNS であるインスタグラムを広報媒体として利用し、町の魅力を広く伝えるため、その運用に関する具体的な手順やルールをこのガイドラインで定める。

3 適用範囲

このガイドラインは、本町公式のインスタグラムを運用する全ての者に適用する。

4 インスタグラムページ

インスタグラムページは、本町公式ページを設置した当該課がその管理を行う。

5 投稿

- (1) 投稿者は、当該課の職員のみとする。
- (2) 投稿内容は、原則として当該課の情報とする。
- (3) 投稿に対するコメントに関し、「いいね!」、コメント、シェアの取扱いについては、当該課において運用を決定する。
- (4) 投稿内容と関係のないコメントや、好戦的・反社会的な内容、公序良俗に反した内容、著作権侵害など法律に抵触する内容のコメントが寄せられた場合には、投稿者に許可なく「非表示」または「削除」を行うものとする。

6 乗っ取り・成りすましへの対応

アカウントが乗っ取られた場合、成りすましを発見した場合は、速やかにインスタグラムサポートに連絡し対応を要請するとともに、町公式ホームページでアカウントを明記したうえで注意を促すものとする。

7 遵守事項

このガイドラインのほか、上郡町ソーシャルメディア等の運用に関する基本ガイドライン、インスタグラム規約、関連法令、関連条例を遵守すること。

8 停止または削除

インスタグラムの運用が困難と判断される場合には、町公式ホームページに明記したうえで速やかにインスタグラムの運用を停止、またはアカウントを削除するものとする。

9 その他

- (1) 投稿内容に関しては、投稿した職員の所属する課がその責を追うものとする。
- (2) 遵守事項に違反する行為を行った場合、企画広報課長は対象職員に対して一定期間インスタグラムを運用することを禁止することができる。
- (3) このガイドラインに定めがない事項については、企画広報課が適切な判断を行うものとする。